

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 居宅療養管理指導

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

介護報酬関係

<居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 共通>

重要:必ず確認すること!

提出方法等は後日通知

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
医療保険制度との整合性を図る		<p>◇【医師が行う場合】 (介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅰ) 改正前 500単位/月 → 改正後 同一建物居住者以外 500単位/月 同一建物居住者 450単位/月</p> <p>(介護予防)居宅療養管理指導費(Ⅱ) 改正前 290単位/月 → 改正後 同一建物居住以外 290単位/月 同一建物居住者 261単位/月</p> <p>◇【歯科医師が行う場合】 改正前 400単位/月 → 改正後 同一建物居住者以外 500単位/月 同一建物居住者 450単位/月</p> <p>◇【薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士が行う場合】 改正前 在宅の利用者 → 改正後 同一建物居住者以外 居住系施設入居者等 同一建物居住者</p> <p>◇【看護職員が行う場合】 改正前 400単位/月 → 改正後 同一建物に居住以外 400単位/月 同一建物に居住 360単位/月</p>	<p>●同一建物居住者： ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者 ・(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、などのサービスを受けている複数の利用者</p>	<p>1(1)H12告示19 P14~P17 1(4)H18告示 127 P119~P122 2(1)H12通知36 P345 2(3) H18通知0317001 P438</p>	
介護支援専門員との連携の促進		<p>◇【医師・歯科医師が行う場合】 改正前 (介護予防)居宅療養管理指導指導費(Ⅰ)の場合、介護支援専門員に情報提供していない場合は100単位減算 ↓ 改正後 介護支援専門員に情報提供しない場合、算定できない。</p> <p>◇【薬剤師・看護職員が行う場合】 改正前 規定なし ↓ 改正後 介護支援専門員に情報提供しない場合、算定できない。</p>	<p>●介護支援専門員によるケアプランの作成が行われていない場合 ・情報提供できないので算定は可能 ・他の介護サービスを利用していた場合、利用者又は家族の同意を得た上で、サービス事業者へ情報提供、助言を行うこと</p>	<p>1(1)H12告示19 P14~P17 1(4)H18告示 127 P119~P122 2(1)H12通知36 P345~P346 P351 2(3) H18通知0317001 P439~P440 P445</p>	
		<p>◇【看護職員が行う場合】 居宅サービス・介護予防サービスの提供を 改正前 開始してからの2月の間に1回を限度 ↓ 改正後 開始した日から起算して6月の間に2回を限度</p>		<p>1(1)H12告示19 P17 1(4)H18告示 127 P122 2(1)H12通知36 P351 2(3) H18通知0317001 P445</p>	

介護報酬改定資料 ～（介護予防）居宅療養管理指導に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	… P 14～17
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生省告示第 127 号）	… P 119～122
3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問 通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分） 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企 第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P 345～351
4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老 計発第 0317001 号老振発第 0317001 号老老発第 0317001 号厚生 労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）	… P 438～445

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。